

(別表1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

I 現状

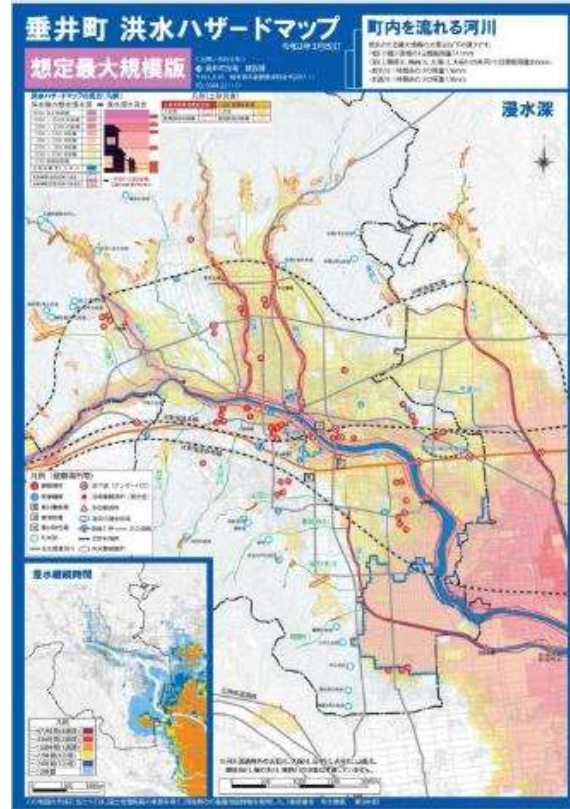
(1) 地域の災害リスク

垂井町は岐阜県の南西部に位置し、東に大垣市、西に関ヶ原町、南に養老町、北に揖斐川町と池田町に接する町で、総面積57.09km²、現在人口は約26,300人である。

北に池田山系、西に南宮山系を配して、町域の6割を山林が占め、南東に濃尾平野が広がる地勢で、町の中央には揖斐川水系の相川が流れ、北に伊吹山系・南に鈴鹿山系と山に囲まれている地形的特徴から、東西の交通路が集中する交通の要衝であり、JR東海道本線、東海道新幹線、国道21号線などが走っている。

地勢その他条件が重なり、記憶に新しい災害としては平成20年9月の集中豪雨、そして明治24年10月には濃尾地震といった大規模災害が発生している。

当町が作成したハザードマップは右記の通りであり、この情報を元とした原因別の災害の概要と将来予想される災害の状況は、概ね次のとおりである。



① 水害

水害は、当町の地勢的条件から山間部水害と平野部水害に大別される。

山間部水害は、土砂の崩壊、土地の流失等による被害が大きく、耕作地等の流埋没、道路、橋梁、山地の損害等が甚だしいが、将来においてもこれらの被害を主体とした水害が予想される。

平野部水害は、支流川の堤防の決壊・冠水等による浸水が多く、昭和34年水害時のように一級河川である相川決壊の場合は、浸水又はたん水の被害も予想される。

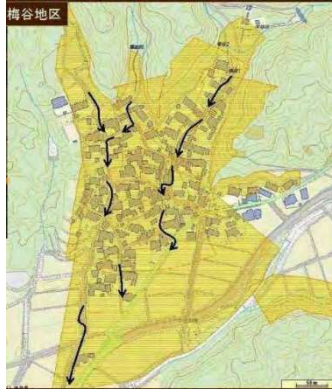
② 土砂災害

当町は山に囲まれている地形的特徴から土砂災害警戒区域が点在しており、降雨の影響で土石流が発生し被害を受けた地区もあり、地域の災害リスクとして想定される。

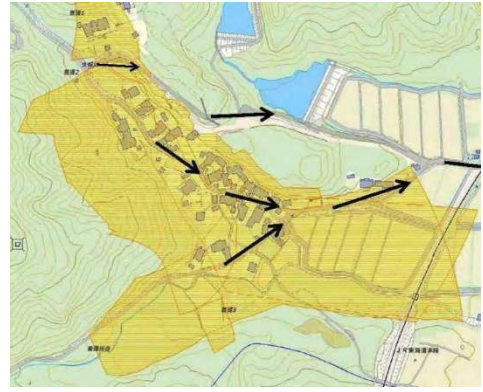
当町の防災マップによると山沿いの敷原地区、梅谷地区、菩提地区においては、土砂災害警戒区域及になっている。(黄色の箇所)



敷原地区



梅谷地区



菩提地区

③火災

当町の地域内においては、大火災の発生は少ないが、垂井・宮代・表佐地内は家屋が密集しており、付近は工場が建設され、危険物の貯蔵、取扱い場所も多いため、強風時又は大地震時には大火の恐れがある。

④風害

大型台風が本県西部又は琵琶湖上を北上する場合にあっては、昭和34年の伊勢湾台風、昭和36年の第2室戸台風時のように相当規模の被害が広域にわたって発生している。

⑤雪害

平地部の積雪は比較的少ないが、山間地の地区においては50～80cmの積雪を記録することがあり、患者発生時又は災害発生時にはその対策に困難が予想される。なお、降雪時には交通事故も多発しやすく、事故者の搬送も支障が予想される。

⑥地震災害

当町は、南海トラフ地震防災対策推進地域に指定されている。大規模地震が発生した場合、岐阜県による「平成23～24年度 南海トラフの巨大地震等被害想定調査」では、垂井、宮代、表佐地内においては濃尾地震以上の被害が予測される。これまで地震による大規模被害の経験は、濃尾地震時のみである。

当町における東海地震・東南海地震により想定される震度の最大値は以下の通りである。地域の災害リスクとして想定したい。

<各想定地震による想定される震度の最大値及び被害想定>

地震の種類	海溝型地震	内陸型地震			
		養老-桑名-四日市断層	阿寺断層系	跡津川断層	高山・大原断層帯
地震	南海トラフ				
震度	6弱	7	5弱	5強	5弱
建物被害 (全壊:棟)	349	4,808	2	3	2
人的被害 (負傷:人)	175	1,616	0	0	0

(出典「平成23～24年度 南海トラフの巨大地震等被害想定調査 岐阜県」より)

⑦感染症

新型インフルエンザは、10年から40年の周期で出現し、世界的に大きな流行を繰り返している。また、新型コロナウイルス感染症のように未知の新型感染症に対しては国民の大部分が免疫を獲得しておらず、全国的かつ急速なまん延により、当町においても多くの町民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがある。

⑧原子力災害

平成24年9月、岐阜県では、県境から25kmしか離れていない福井県敦賀発電所において、平成23年3月の福島第一原子力発電所事故と同等の放射性物質出が発生した場合のシミュレーションを実施した。その結果、複数のケースで町内の被ばくが予測されている。

(2) 商工業者の状況

- ・ 商工業者数 832 事業者
- ・ 小規模事業者数 646 事業者

<内訳>

業種	商工業者数	小規模事業者数	立地状況等
農林漁業	12	9	・ 商業は国道21号線沿いに集積。 ・ 工業は南部の栗原・表佐地区に多く見られる。
建設業	129	127	
製造業	160	117	
情報通信業	2	2	
運送業、郵便業	21	13	
卸売業、小売業	210	146	
金融業、保険業	8	7	
不動産業、物品賃貸業	16	15	
学術研究、専門・技術サービス業	28	24	
宿泊・飲食サービス業	89	50	
生活関連サービス業、娯楽業	93	85	
教育・学習支援業	22	16	
複合サービス業	5	4	
サービス業(他に分類されないもの)	37	31	

(「平成28年経済センサス」より)

(3) これまでの取り組み

①垂井町の取り組み

- ・ 垂井町地域防災計画の策定（令和4年3月改訂）
- ・ 垂井町洪水ハザードマップの策定（令和4年3月改訂）
- ・ 垂井町土砂災害ハザードマップの策定（令和4年3月改訂）
- ・ 垂井町地震ハザードマップの策定（令和4年3月改訂）
- ・ 垂井町新型インフルエンザ等対策行動計画の策定（平成26年11月）
- ・ 防災訓練の実施（年1回実施、直近では令和元年8月25日（日）に実施）
※令和2、3年度はコロナ禍により未実施。
- ・ その他、サバイバルフーズ、保存飲料水、粉ミルク、毛布、パーティション、簡易ベッド、消毒液、おむつ等の備蓄等を行っている。

②垂井町商工会の取り組み

- ・事業者BCPの普及と防災訓練の啓発（商工会窓口にチラシを常設）
- ・新型コロナウイルス感染症に係る予防・対応マニュアル策定（令和4年7月）
- ・商工会自身の事業継続計画策定（令和4年7月）
- ・新型コロナウイルス感染症に伴う経営相談窓口の設置（随時）
- ・共済保険への加入促進

II 課題

（1）事業継続意識の向上と事業者BCP策定

当町の小規模事業者の多くは限られた経営資源で様々な課題に対応していく必要があるため、自然災害及び新型コロナウイルス感染症への事前対策まで手が回らない状況であり、事業者BCPへの関心が低い状態である。従って、まずは事業継続への意識を高める啓発活動が不可欠で、その上で事業継続のための事業者BCPを、専門家と連携して策定支援していく必要がある。

（2）商工会職員の支援スキルの習得

当会は小規模事業者に対する支援として、主に経営改善普及事業や経営発達支援事業を通じた小規模事業者の経営環境整備や事業収益確保に向けた支援に取り組んでいる。しかし、本計画における事業継続支援のための知識や経験に関して本会職員は有しておらず、小規模事業者にとって有用な事業継続対策を支援していくためには、本会職員が一定の支援スキルを習得していく必要がある。

（3）災害発生時の体制強化

当会の事業継続計画の策定から間もないこともあり、現時点においては自然災害発生時に計画通り行動できるかが不安視される。また、当会においては当町をはじめ各関係機関との具体的な連携体制が整備されていない。そのため、災害発生時において商工会活動の早期復旧及び関係機関との情報共有を図ることができるよう体制を整備する必要がある。

III 目標

自然災害・新型コロナウイルス感染症等の発生時において、影響を最小限に止め事業継続を実現できる小規模事業者を数多く創出することで、地域の経済と雇用の維持・安定を目指す。

その実現に向け、有事に備えて事業継続に資する事業者BCPの策定支援を強化するとともに、関係機関との連携体制の構築し、災害発生時においては迅速な商工会活動の復旧を図るため、以下の目標を設定する。

①事業継続意識の向上と事業者BCP策定

巡回指導やセミナー開催を通じて事業活動に影響を与える自然災害・新型コロナウイルス感染症等のリスクを周知し事前対策の必要性を周知するとともに、事業所立地や経営状況など個社の実情に則した事業者BCPの策定を支援する。

【目標件数】

- ・事業継続に関する巡回指導件数：年12回
- ・事業者BCP策定に関するセミナーの開催回数：年1回
- ・事業者BCP策定支援事業者数：年4事業者
- ・事業者BCP策定事業者数：年1事業者

②商工会職員の支援スキルの向上

事業者BCP策定の推進にあたって必要となる一定のスキルを習得するため、岐阜県商工会

連合会が開催する研修会に参加し体系的な知識を得るとともに、専門家との支援連携時において具体的な策定支援手法を身に付ける。あわせて、定期開催する職員会議において支援ノウハウを共有していく。

③災害発生時の体制強化

災害発生時における商工会活動の一刻も早い再開に向け、商工会自身の事業継続計画の確実な運用がなされるよう、定期的な訓練実施と計画内容のブラッシュアップに取り組む。また、当町と当会とが被災状況や発生後対応に関する情報を共有できるよう、緊急時における具体的な連携体制を整備する。

※その他

- ・ 上記内容に変更が生じた場合は、速やかに岐阜県に報告する。

事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

(1) 事業継続力強化支援事業の実施期間

令和4年10月1日～令和9年3月31日

(2) 事業継続力強化支援事業の内容

当会と当町の役割分担、体制を整理し、連携して以下の事業を実施する。

< 1. 事前の対策 >

1) 小規模事業者に対する災害リスクの周知

① 啓発活動

(自然災害に対する啓発活動)

- ・当会職員による巡回指導時にハザードマップを用いながら、事業所立地場所の自然災害等のリスク及びその影響を軽減するための取組や対策（事業休業への備え、水災補償等の損害保険・共済加入、行政の支援策の活用等）について説明する。
- ・国の施策やリスク対策の必要性、損害保険の概要、一定量の災害備蓄品の確保に関する情報を会報誌に掲載し紹介する。また、岐阜県商工会連合会から提供されるチラシ等の普及ツールを事業所へ配布する。
- ・商工会青年部、女性部などの活動において、町内事業者によるBCP策定事例やBCP訓練等の取組み事例を紹介する。

(感染症に対する啓発活動)

- ・当会職員による巡回指導時に、新型コロナウイルスは、いつでも、どこでも発生する可能性があり、感染の状況も日々変化するため、事業者には常に最新の正しい情報を入手し、デマに惑わされることなく、冷静に対応することを周知する。
- ・マスクや消毒液等の一定量の備蓄、オフィス内換気設備の設置、ITやテレワーク環境を整備するための情報や支援策等を会報誌に掲載し紹介する。

② 事業者BCP策定支援

- ・事業継続力強化計画を事業者BCP作成の入口として位置付け、認定制度の情報をセミナー開催により普及させ、計画策定へと繋げる。
- ・事業継続力強化計画を策定した事業者を主な対象として、事業者BCPの策定による実効性のある取組みの推進や効果的な訓練等について指導及び助言を行う。
- ・必要に応じて、岐阜県商工会連合会の事業継続力強化支援事業の専門家派遣制度を活用し、十分な知見を有する専門家からの助言を受けながら策定支援を進める。
- ・専門家派遣制度の活用の際に職員も同行して事業者BCP策定支援に関わり、職員自身のスキル向上を図る。

2) 商工会自身の事業継続計画の運用

- ・当会は、令和4年7月に事業継続計画を策定している。今後は自然災害発生時に確実な運用がなされるよう、年1度の定期的な訓練実施と内容のブラッシュアップを行っていく。
- ・自然災害等発生時に、地区内小規模事業者の被害情報の迅速な報告及び指揮命令を円滑に行うことができる仕組みを構築する。

3) 関係団体との連携

- ・岐阜県商工会連合会の共済担当課と連携を図り、福祉共済、火災共済、ビジネス総合保険など自然災害リスクへの備えとなる各種保険制度の情報を提供するとともに共済加入相談に対応する。
- ・大垣市、関ヶ原町・神戸町の各商工会と開催するエリア会議において、啓発活動や策定支援、フォローアップなど各種支援の取組み状況や事例の情報交換を行う。

4) フォローアップ

- ・普及啓発をしたものの、事業者BCPを策定していない事業者については、再度巡回等でリスク周知及び事前対策実施の必要性を訴えていき、事業者BCPの策定へとつなげていく。
- ・策定した事業者BCPの取組状況を定期的に確認するとともに、必要に応じて専門家を招き計画の見直しや訓練実施方法について助言を行う。
- ・本計画の進捗管理や見直しを行うため、垂井町役場企画調整課担当者と垂井町商工会法定経営指導員が年1回程度情報共有等を図る。

5) 当該計画に係る訓練の実施

- ・自然災害（マグニチュード6.0の地震）が発生したと仮定し、年1回、垂井町との連絡ルートの確認等を行う（訓練は必要に応じて実施する。）
また、上記連絡ルートの確認を行う際に、被害状況の確認方法や被害額の算定方法についても確認等を行う。

< 2. 発災後の対策 >

自然災害による発災時には、人命救助が第一であることは言うまでもない。そのうえで、下記の手順で地区内の被害状況を確認し、関係機関へ連絡する。

1) 応急対策の実施可否の確認

（自然災害）

- ・発災後1時間以内に安否確認リストを基に電話、ショートメール等により職員の安否報告を行う。
- ・事務所建物の損壊状況、ライフライン（電気、ガス、水道、通信など）の状況、周辺道路や家屋の被害状況について確認する。
- ・発災当日中に商工会事務所及び周辺道路の被害状況を垂井町商工会と垂井町で共有する。

<連絡窓口>

団体名	連絡窓口	
	第1順位	第2順位
垂井町	企画調整課長	企画調整課課長補佐
垂井町商工会	事務局長	法定経営指導員

（感染症）

- ・国内感染者発生後には、職員の体調確認を行うとともに、事務所の消毒、職員の手洗い・うがい等の徹底を行う。

- ・感染症流行や新型インフルエンザ等対策特別措置法第32条に基づき、政府による「緊急事態宣言」が出た場合は、商工会の新型コロナウイルス感染症に係る予防・対応マニュアルに基づき感染症対策を行う。

2) 応急対応の方針決定

- ・垂井町商工会と垂井町との間で、被害状況や被害規模に応じた応急対応の方針を決める。
- ・職員全員が被災する等により応急対応ができない場合の役割分担を決める。
- ・大まかな被害状況を確認し、24時間以内に情報共有する。

<被害規模の目安は以下を想定>

大規模な被害がある	<ul style="list-style-type: none"> ・地区内10%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。 ・地区内1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。 ・被害が見込まれる地域において連絡がとれない、もしくは、交通網が遮断されており、確認ができない。
被害がある	<ul style="list-style-type: none"> ・地区内1%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。 ・地区内0.1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。
ほぼ被害はない	<ul style="list-style-type: none"> ・目立った被害の情報がない。

※なお、連絡が取れない区域については、大規模な被害が生じているものとする。

- ・本計画により、垂井町商工会と垂井町は以下の間隔で被害情報等を共有する。

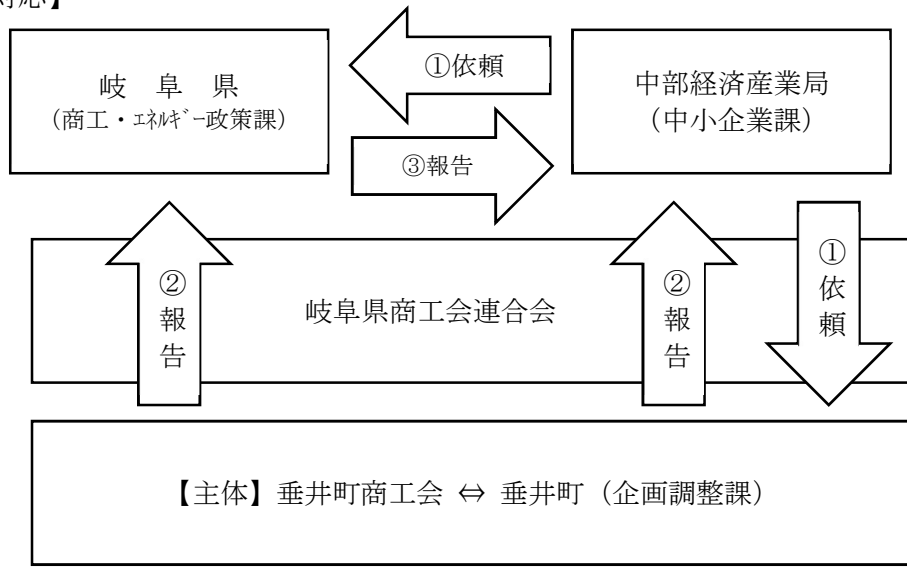
発災後～1週間	1日に3回共有する
1週間～2週間	1日に2回共有する
2週間～1カ月	1日に1回共有する
1カ月以降	2日に1回共有する

< 3. 発災時における指示命令系統・連絡体制 >

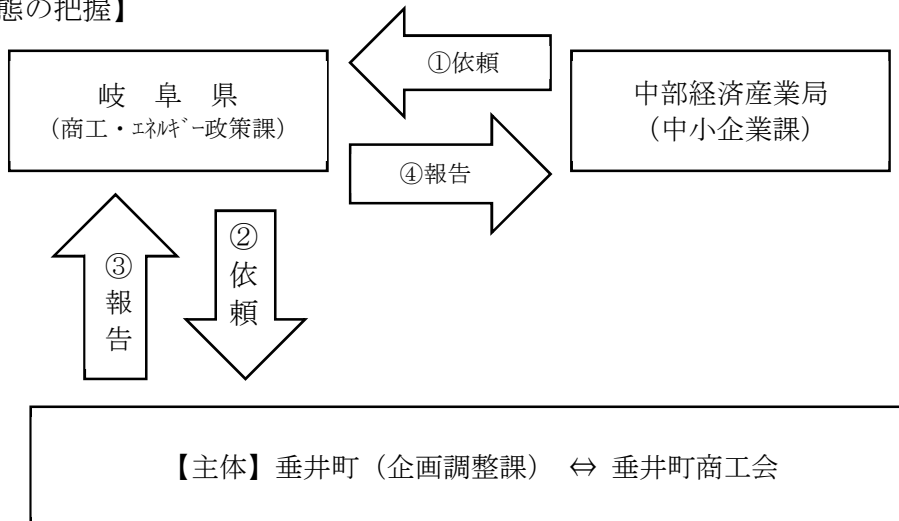
- ・自然災害等発生時に、地区内の小規模事業者の被害情報の迅速な報告及び指揮命令を円滑に行うことができる仕組みを構築する。
- ・二次被害を防止するため、被災地域での活動を行うことについて決める。
- ・垂井町商工会と垂井町が共有した情報を、岐阜県の指定する方法にて、垂井町商工会又は垂井町より県商工・エネルギー政策課へ報告する。

<被害情報の流れ>

【初動対応】



【被害実態の把握】



< 4. 応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援 >

- ・相談窓口の開設方法について、垂井町と相談する（垂井町商工会は、国の依頼を受けた場合は、特別相談窓口を設置する）。
- ・安全性が確認された場所において、相談窓口を設置する。
- ・地区内小規模事業者等の被害状況の詳細を確認する。

- ・応急時に有効な被災事業者施策（国や岐阜県、垂井町等の施策）について、地区内小規模事業者等へ周知する。
- ・感染症の場合、事業活動に影響を受ける、またはその恐れがある小規模事業者を対象とした支援策や相談窓口の開設等を行う。

＜5. 地区内小規模事業者に対する復興支援＞

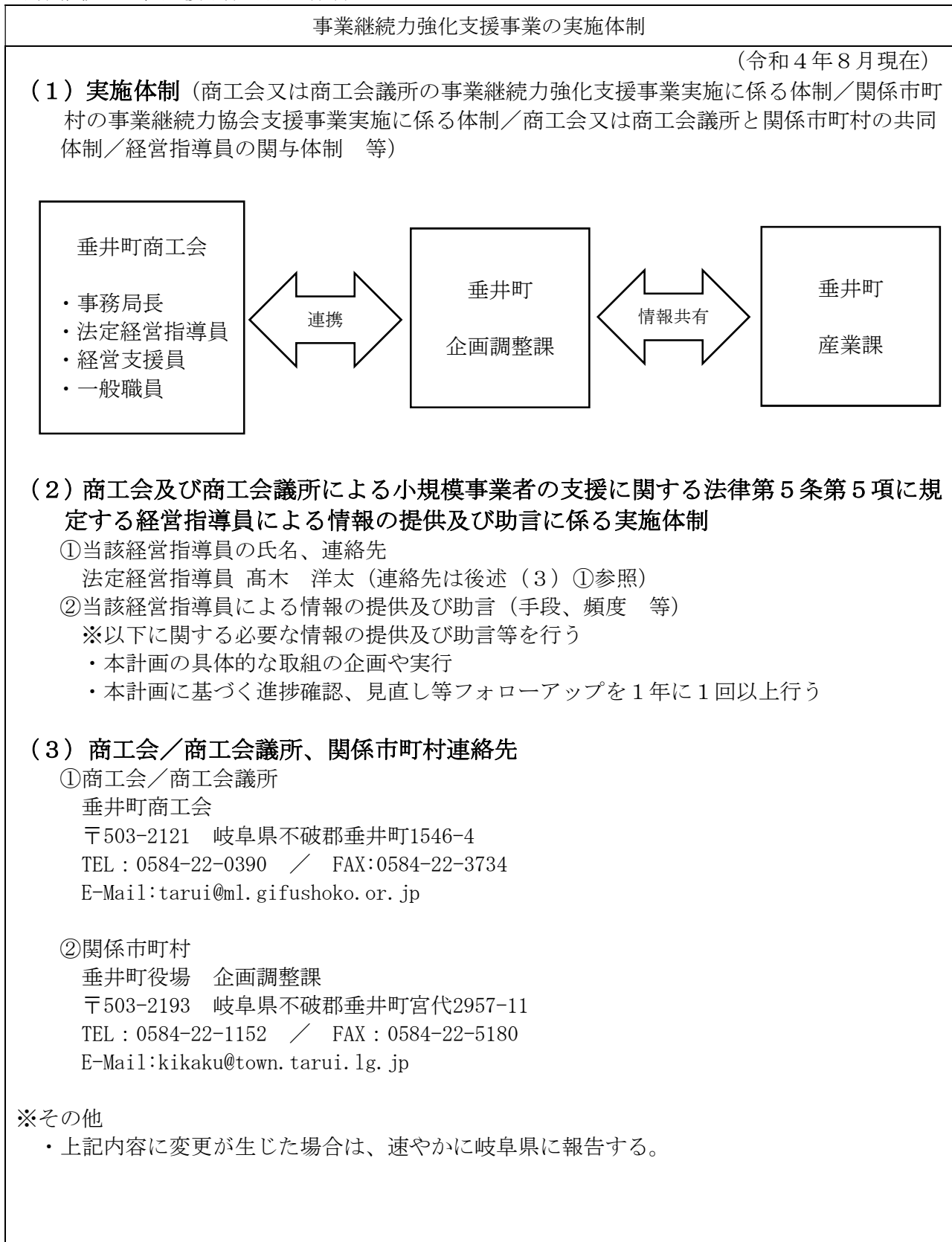
- ・岐阜県の方針に従って、復旧・復興支援の方針を決め、被災小規模事業者に対し支援を行う。
- ・被害規模が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合には、他の地域からの応援派遣等を岐阜県等に相談する。

※その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに岐阜県に報告する。

(別表2)

事業継続力強化支援事業の実施体制



(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位：千円)

	R 4年度	R 5年度	R 6年度	R 7年度	R 8年度
必要な資金の額	225	450	450	450	450
1. 普及・啓発費 ポスター、チラシ印刷費	25	50	50	50	50
2. セミナー開催費 講師謝金、旅費	50	100	100	100	100
3. 個社支援・専門家派遣費 専門家謝金、旅費	150	300	300	300	300

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法
会費収入、事業収入など

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。

(別表4)

事業継続力強化支援計画を作成する商工会又は商工会議所及び関係市町村以外の者を連携して事業継続力強化支援事業を実施する者とする場合の連携に関する事項

連携して事業を実施する者の氏名又は名称及び住所 並びに法人にあつては、その代表者の氏名
連携して実施する事業の内容
連携して事業を実施する者の役割
連携体制図等